

## 平成27年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 11月17日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

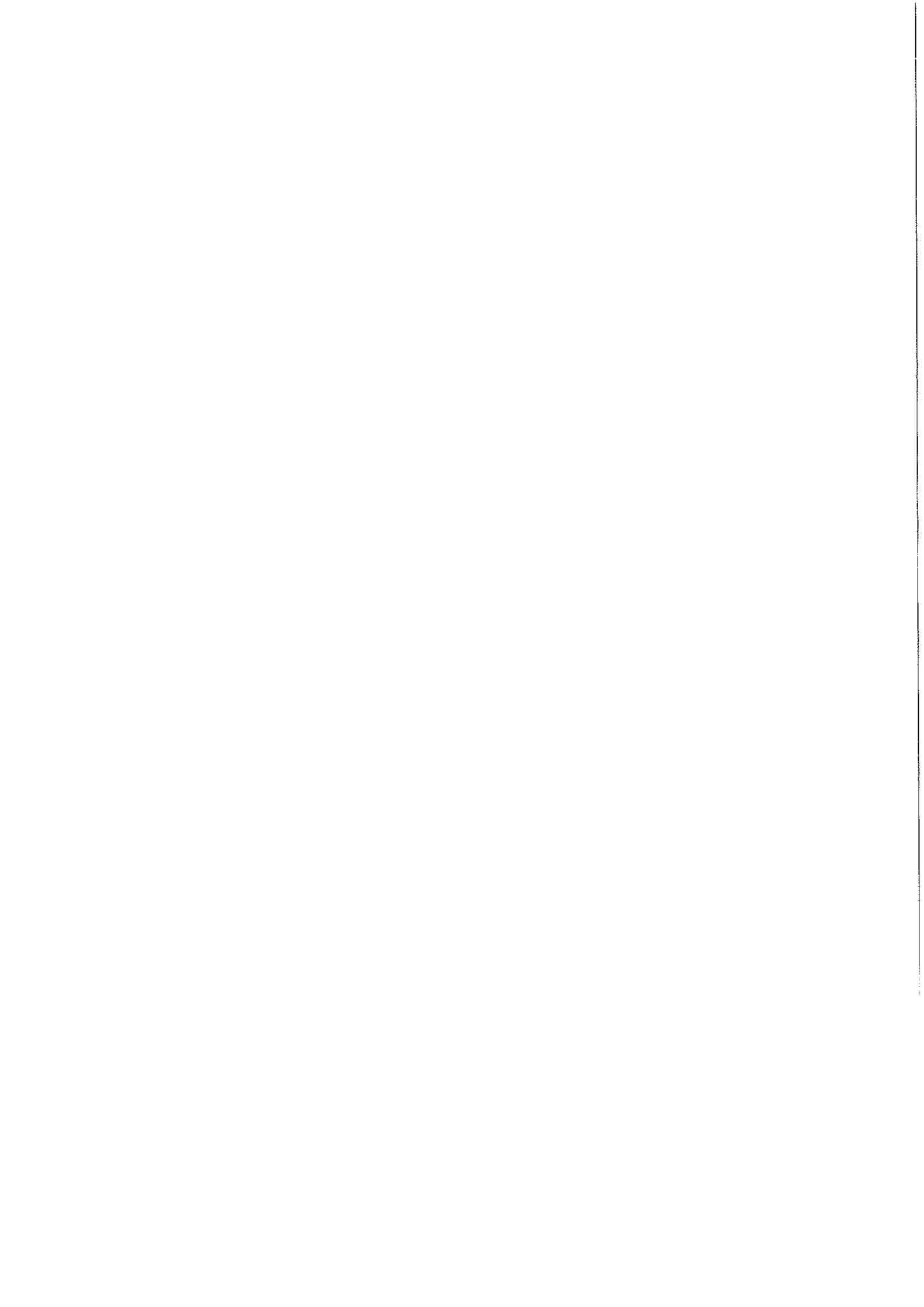
会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 荒廃農地の非農地の判断について  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○局長

11月の定例総会であります。開会に先立ち会長に挨拶をいただきまして、その後、引き続き議事の進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはようございます。

11月5日に開催されました屋久島での研修につきましては、委員の皆様大変御苦労さまでした。

10年ぶりの屋久島での開催、また、屋久島町になってからは初めての開催ということでした。

来年は、本市西之表が開催地になるということですので、皆様の協力をよろしく願います。

また、研修の中で、特に農業委員会法の改正については29年の7月、熊毛地区の1市3町が同時に委員が任期満了となり、新法のもと改選を迎えるわけですが、私ども委員会としましても、来年から次年度3月頃までには準備をしなければならないということで、研修協議を重ねていく必要があると思います。

また、TPPにつきましては、いろいろとありますけれども、今後詳細な情報が入り次第、農業新聞、あるいは、事務局の方から報告があると思いますので、皆さん注視していただきたいと思います。

また、研修の最後にありました農業者年金や、農業新聞の普及拡大等毎年要請がありますが、大変ですが、今月の27日農業者年金地区別推進会議が開催予定となっております。のちほど事務局から案内があるかと思いますが、皆様の参加をよろしく願います。

11月半ばとなり、原料用甘藷、また、安納芋収穫の締め切りが近づいております。大変多忙な時期になってまいりましたけれども、皆様体調管理には十分気をつけて頑張ってくださいと思います。

## ○議長

それでは、ただいまから11月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。

議事録署名委員には12番南委員と、13番古田委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
今月は3件の取下げ、1件に一部取下げがありましたので、本日配付している差し替え後の資料をご覧ください。

資料は1ページです。今月は所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定1件、合計9件の申請がありました。

1番です。榕城岳之田地区です。台帳地目田、現況地目畑の1筆で、面積1,021平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。上西横山地区です。台帳現況地目田・畑の3筆で、合計面積3,875平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。下西鞍勇地区です。台帳地目畑、現況地目田の4筆で、合計面積2,388平米を売買により所有権移転するものです。

2ページをお開き下さい。

4番です。下西上石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,305平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番、3番、4番の受け手は同一で、許可後の経営面積が5,409平米となり、下限面積の50アールを超えます。

5番は取下げです。

6番です。安納下郷地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積781平米を売買により所有権移転するものです。

3ページをお開き下さい。

7番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目田・畑の5筆で、合計面積15,853平米を贈与により所有権移転するものです

許可後の経営面積が16,429平米となり、下限面積の50アールを超えます。

8番は取下げです。

4ページをお開き下さい。

9番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積7,864平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

許可後の経営面積が7,864平米となり、下限面積の50アールを超えます。

10番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,316平米を賃貸借により6年間借り受けるものです。

11番です。国上湊地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積2,280平米を売買により所有権移転するものです。

12番は取下げです。

10番、11番の許可後の経営面積が5,117平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から4番、6番から7番、9番から11番については、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局の方から説明がありましたように、申請案件の5番、8番、12番は取り下げとのことでした。

また、7番については、一筆が取り下げということでした。

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

申請番号1です。譲受人、譲渡人双方確認いたしました。

何ら間違いはございませんでした。現地も確認して、さとうきびが作付されておりました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

整理番号2番は私の担当ですので、私のほうから報告をいたします。

この農地については、不在地主で、以前より譲受人が耕作していたものです。畑の2筆は安納芋や牧草を耕作しており、田については、少々荒れていましたので、草払い等、指導しました。

なお、譲受人は現地立会いにより、譲渡人の方とは電話により確認をしております。

申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○5番委員

5番です。番号3番、4番について報告いたします。

15日譲受人立会いのもと現地調査を行いました。3番は所有権の移転です。

譲渡人・譲受人は同じ地域の方でございます。台帳は4筆になっておりますが、現況は2枚になっております。5・6年耕作しておらず、すぐに耕作できる状況ではありません。現在、雑草を払っておりますが、あとは整地を行いさとうきびを作付けしたいとのことでした。他、申請どおり間違いございません。

4番は、賃借権の設定でございます。借り人は申請の3番と同じ方です。貸人は、土建業を営む土地持ち非農家でございます。借り人はその従業員で、以前から借りており、現在さとうきびを作付けしております。申請どおり間違いありません。

また、申請案件3番4番について、それぞれ譲渡人、貸人とは電話で確認をとっております。以上です。

○9番委員

はい、9番です。申請6番につきまして、報告をいたします。

譲渡人・譲受人は同じ集落内に居住しております。譲渡人の方は茶農家でありまして、譲受人は芋を中心に栽培する園芸農家です。この申請農地というのが譲受人の住宅のす

ぐ傍にありまして、ここでは長年お茶を栽培しておりました。最近の機械の大型化に伴い、機械の搬入も含め、場所的にも不便いうことでありまして、話し合った結果、今回の申請になったところですが。この農地は安納芋を作付けするということでございました。申請どおり間違いありません。以上です。

#### ○10番委員

10番です。番号7について報告いたします。

譲渡人、譲受人は親子関係で同居しております。12日に自宅を訪問しまして、内容を確認いたしました。現地の方は、譲受人の旦那さんに現場立会いをしてもらい説明を受けました。申請に間違いがないことを確認いたしました。

以上です。

#### ○13番委員

13番です。番号9について報告いたします。

13日に、双方立会いのもと、現地を確認いたしました。この土地は、5年ほど前から、賃借をしていたということで、今年度、会社設立に伴い賃借権設定をするということで、10年間という年数ですけども、貸人の方は、規模を縮小したいということで、今回法人会社で借り受けるということでございます。現在、会社は7名で設立しているようでございます。双方間違いがないということでございます。

よろしく審議をお願いいたします。以上です。

#### ○14番委員

14番です。農地法第3条の規定に係る許可申請について、10番11番について報告いたします。

始めに10番です。貸人は、数年前帰郷しまして新規就農をされている方です。

農業機械は今後揃えていくということで、しばらくは、知人から援助してもらおうということでした。

次に11番については、所有権の移転ですが、譲渡人・譲受人双方に確認いたしました。

申請通り間違いがないということでした。10番、11番につきまして譲受人、借り人は同一人ですが、意欲ある農家との印象を受けました。審議よろしく申し上げます。

以上です。

#### ○議長

ただいま議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

1号議案について質疑のある方挙手をお願いします。

#### ○2番委員

9番についてお尋ねしますが、賃借権の期間が10年となっておりますが、これは、農地中間管理機構の制度には該当しなかったのですか。

該当の場合、集積協力金の対象にもなると思うのですが、対象とはならなかったのです。

しょうか。

○13番委員

13番です。これにつきましては、申請者とも事前に協議をいたしておりますが、中間管理機構への申請条件等ありますので、今回は申請しておりません。

○2番委員

農業委員会を以前に通して契約が成立している農地については、本事業は、適応されませんが、新規の場合は、譲渡人の方は交付金の対象になるわけですから、それについての事前調査はされているのでしょうか。事務局はどうですか。

○事務局

この法人については、以前個人で譲渡人と利用集積計画で、すでに契約をいたしておりましたので、今回の案件につきましては、中間管理事業の担当者とも協議のうえ該当しない旨確認を得ております。

今年の1月に農業生産法人を設立したということで今後、貸し借りについて生産法人の方に徐々に移していくということでしたので、今回申請については、3条申請によることとしたものです。

譲渡人の方については、本人が経営縮小ということで、将来的にすべての農地を手放すとかという形になれば、経営転換協力金の対象になりますので、そちらのほうに移行できるかなと考えているところです。

○2番委員

今回の案件について、利用集積がすでに結ばれているということなので対象にならないということですね、了解しました。ありがとうございました。

○13番委員

私の報告で不足の面がありました。すみませんでした。

○議長

はい、ほかに質疑のある方はおりませんか。

それでは、ないようですので採決をいたします。

議案第1号の1番から4番、6番7番、9番から11番について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から4番、6番7番、9番から11番については原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。  
資料は6ページです。今月は一般住宅1件の申請がありました。

1番です。申請地は下西上石寺地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積515平米であります。申請理由は、来年3月末の退職を機に種子島へ移住する予定であるため、自己用の住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ヘクタール未満の農業公共投資の対象となっていない市街地近接農地であるため、第2種農地と判断されます。

周辺は畑と道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

また、残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

#### ○議長

今月は、農地法第4条の規定による許可申請については、1件です。

これについて昨日、現地調査が行われております。晴天の中、委員の方々ご苦労さまでした。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○6番委員

はい、6番です。申請番号1番について報告をいたします。

昨日、事務局と担当委員で、現地調査をしました。申請地は、下西の国道の自動車学校過ぎてから、海側の方に約五十メートル位入り込んだ住宅の点在する、第2種農地であります。今、スライドに出ておりますけれども、左側にはさとうきびが作付けされております。ここに一般住宅を建築したい旨の申請であります。サトウキビの収穫後に着工したいということでした。農地法上の問題はないと判断します。また、家屋の設計も出来ております。生活排水道の確保にも問題はないと判断しております。

周辺の農地に影響を与えることもないということで、許可してもいいのではないかと、全員の意見でした。皆さんの審議の方、よろしくお願ひします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いします

#### ○5番委員

5番です。ただいま、調査委員長が詳しく報告したとおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

#### ○議長

はい、ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。



これについて、質疑のある方は、挙手をお願いします。

○9番委員

9番です。この申請面積の515平米ですけど、一般住宅の場合は、おおむね500平米以内というような取り決めがあると思うのですが、そのことについての、説明をお願いします。

○事務局

事務局から説明申し上げます。

おおむね500平米、おっしゃるとおりですけれども、やはりどうしても土地の諸条件から勘案したときに、今回の場合、分筆後の残地について農地として利用価値があるかということもあります。このことについては、県の担当課とも確認しておりますが、500平米の1割、即ち550平米以下の範囲なら大丈夫という報告を受けております。

○2番委員

2番です。ただいまの説明で、写真の状況では、隣のサトウキビ畑と隣接しており、残地について非農地にはならないのじゃないですか。

○事務局

現況は1筆の農地に見えますが、登記簿では2筆に分かれており、隣接する農地の名義人は、今回の申請人と別の方になっております。

○2番委員

はいわかりました。

もう一点、この状況から見て生活排水ですけど、これは海の方に流すと思うのですが。

○6番委員

現地の申請地の隣には住宅地が造成されており、排水設備も整備されております。生活排水については、そちらのほうに流すようになるそうです。

○2番委員

了解しました。

○議長

ほかにありませんか。異議なしとのことですか。

それでは採決をいたします。

議案第2号の1番について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の1番については、原案どおり許可することに決定し、県の常任議員会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は7ページです。今月は一般住宅2件の申請がありました。

1番と2番は関連がありますので、一括して説明します。申請地は榕城洲之崎地区の土地2筆で、台帳現況地目畑、合計面積362平米であります。申請理由は、現在母と同居中で手狭であるため、自己用の住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ヘクタール未満で、都市計画法第8条の都市計画用途区域の「第一種住居地域」に指定されている地区内であるため、第3種農地と判断されます。

周辺は畑と道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われれます。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

今月の農地法第5条の規定による許可申請については、2件ということで、これについても昨日現地調査が行われております。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番です。申請番号1番と2番について報告します。

昨日、事務局と7番委員、担当委員で、現地調査をしました。

申請地は先ほど事務局からの説明のとおりで、洲之崎地区の道路よりも一段下がっている第3種農地で、都市計画の区域内にある農地であります。

登記上は2筆になっておりますが、現状は1筆の農地となっております。周辺は、住宅が点在しておりまして、将来住宅地になっていくのではないかと思います。住宅の設計も終了しておりまして、1階部分を車の車庫及び駐車スペースにしまして、2階部分を居住区にした2階建ての住宅です。生活排水等にも問題はなく、周辺への影響もないという判断のもとに許可相当との意見の一致をみたところです。

皆さんの審議をよろしくお願ひします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは続いて担当委員の説明をお願いします。

○12番委員

はい、12番です。ただいま調査委員長の方から報告がありましたけれども、スライ

ドにある申請地の写真ですが、道路からの撮影です。落差が2メートルちょっとあるような感じです。特に生活排水について問題がないか現況調査を行いました。

水は下のほうに流すものとばかり思っておりましたけれども、上の道路の排水施設へ流すため、水回りについては、2階居住区に配置することとした。また、1階部分では、水は使わないというような説明でした。排水予定の道路にはちゃんとした側溝が整備してありますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

はい、ただいま事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、異議なしとの声がありました。それではないようですので、採決をいたします。

議案第2号の1番から2番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の1番から2番については、原案どおり許可することに決定し、県の常任議員会議に諮問をいたします。

○議長

それでは、次は、議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は8ページから15ページです。

今月は134筆、合計面積48,611平米を提案させていただいております。

担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。

以上です。

○議長

それでは、担当委員の方は順次報告をお願いします。

○1番委員

はい、1番です。番号1番から8番まで原野、9番から12番まで山林、13番から28番まで原野、29・30番が畑、31・32番が原野、33番から42番まで山林、43番から48番まで原野、49番から53番まで山林、54番から69番まで原野、70番71番は山林、72番から76番まで原野、以上です。

○2番委員

2番です。77番は山林です。以上です。

○3番委員

3番です。78・79番は果樹園、80番から93番が山林、94番から97番が原野、98番から109番が山林です。以上です。

○議長

次は、私の担当ですので報告します。110番は原野です。  
以上です。

○5番委員

5番です。111番から128番まで山林です。  
以上です。

○10番委員

はい、10番です。129、130番は原野、131番から134番が山林です。  
以上です。

○議長

これについて何が質疑のある方はいませんか。

○9番委員

9番です。78、79番については、農地という報告でよろしかったですか。  
確認です。

○3番委員

雑草も除去され、主に果樹類が栽培されており、管理もされておりました。

○9番委員

はい、了解しました。

○議長

ほかにありませんか。

はい、ないようですので、ただいまの報告のとおり決してよいか、承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

全員の賛成ですので、議案第4号については、該当農地につきまして委員報告のとおり非農地として承認し、所有者に非農地通知を発行いたします。

○議長

続いて議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。  
まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1 段目です。期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の 3 年間、地目田面積 2, 185 平米、内更新分 2, 185 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 27 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日の 5 年間、地目畑、面積 642 平米、内更新分 0 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

3 段目です。期間が平成 27 年 12 月 1 日から平成 37 年 11 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 2, 500 平米、内更新分 0 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

4 段目です。期間が平成 28 年 1 月 1 日から平成 37 年 12 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 2, 504 平米、内更新分 2, 504 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については 1-2 ページを、詳細については 1-3 ページから 1-8 ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。本日配付している差し替え後の資料の 2-1 ページをお開き下さい。

1 段目です。平成 27 年 11 月 24 日に所有権を移転するものです。地目畑、面積 40, 552 平米、所有権を移転する者 4 人、受ける者 4 人です。

内訳については 2-2 ページを、詳細については 2-3 ページから 2-15 ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

初めに、「利用権の設定について」審議をいたします。

整理番号 1 番から 4 番について、順次担当委員の報告をお願いします。

#### ○2 番委員

はい、2 番です。整理番号 1 について報告します。

設定する方、受ける方双方、電話で確認をいたしました。間違いないということであり、現地については、さとうきびを栽培しておりまして、来年からは、さつまいも、甘藷を栽培するというものでありました。間違いございません。

以上です。

#### ○9 番委員

9 番です。整理番号 2 について報告します。

利用権の設定をする方は土地持ちの非農家です。受ける方は、バレイショを中心とした、農業法人です。場所的には、安納地区で農地面積は狭いですが、芋のバイオ苗の増殖用を主体に栽培する計画だということです。双方確認いたしました。申請どおり間違いございません。以上です。

○1 1 番委員

1 1 番です。整理番号3番と4番について報告します。

3番については、設定する方には電話で、受ける方とは14日に現地確認をいたしました。申請地は安城地区で、安納芋を作付けして、経営拡大をしたいとのことでした。申請どおり間違いありませんでした。

整理番号4ですがこれは更新になっております。14日に受ける方立会いのもと、現地確認をいたしました。農地は田で米の収穫跡があり、来年も米を作付けするということでした。申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の方から報告がありました。

整理番号1番から4番について質疑のある方は挙手をお願いします。

○2 番委員

2番です。3番、4番ですけど、耕作者集積協力金は該当しないのですか。

○事務局

事務局より説明します。

3番については、対象農地の名義が共有名義になっておりまして、同意が全員得られないということもありましたので、このような申請になっております。

4番については、すでに利用集積計画で契約を結んでおりまして、その更新ということでの申請になっておりますので、対象外ということになります。

○2 番委員

全員の同意が得られないということですが、3分の2の同意が取れば可能ではないのですか。

○事務局

協力金の申請要件が10年間の貸付期間とあり、全員の同意が得られるというのが必要になってきます。

○2 番委員

経営転換協力金とまた要件が違うのですかね。

○事務局

経営転換協力金も同じく10年以上です。

○2 番委員

経営転換協力金は3分の2の同意が良いのではないですか。

○事務局

過半での同意があれば、貸し出しは可能ということになり期間は5年間です。

過半の同意が得られなければ、貸し出し自体ができなくなります。

その持ち分の過半には該当しますが、貸付期間について該当しなくなります。

○2番委員

わかりました。

○議長

よろしいですか。他にありませんか。

それではないようですので、採決いたします。

利用権の設定1番から4番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権の設定1番から4番について、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転について」審議をいたします。

整理番号1番については事務局説明のとおり1筆追加ということで、4番までにつきまして、担当委員の報告をお願いします

○6番委員

はい、6番です。整理番号1番について報告をします。

13日に設定を受ける方立会いのもと、現地調査をいたしました。設定する方は高齢で現在入院中のため、息子さんと電話で確認をしました。申請地は、中割地区ですがこの一帯は、数社の法人が耕作している地区です。この地区にある農地の所有権移転についての申請です。受ける方は、酪農を経営する認定農家で、大規模な経営をしている農家であります。申請農地には、牧草を作付けするということでした。

申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○7番委員

はい、7番です。番号2について報告いたします。

12日に、設定を受ける方と現地立会を行い、設定する方とは電話で確認をしております。申請どおり間違いありませんでした。申請地は現和上之町地区であります。

設定する方が工場を建てる際に、周辺農地の調査をした際、受ける方の畑の横に山林があるということで、今回のお互いの話し合いで、所有権移転の申請となったようです。

この農地は、未整備農地であります。さとうきびを作付けしておりました。

以上です。

○9番委員

はい、9番です。双方、先日確認いたしました。

間違いございません。設定を受ける者は、安納芋等を栽培する農業法人です。

この農地にも芋の増殖用の苗を植えるということでした。

以上です。

○11番委員

11番です。整理番号4について報告します。

14日に受ける方立会いのもと、現地の確認をいたしました。設定するには電話で確認をとっております。申請地は安城地区の圃場で、経営拡大のため申請したそうです。現在雑草が目立ちますが、今後徐々に整備を行い、じゃがいもの作付けと来年度に、フェニックスを栽培する予定だということでした。申請どおり間違いありませんでした。

○議長

はい、ありがとうございました。

この件について質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

所有権の移転1番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。


はい、ありがとうございます。


○議長

全員の賛成ですので所有権の移転1番から4番につきまして、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

平成27年11月17日

会 長 棚田 峰 佳 

12番委員 南 重 徳 

13番委員 吉田 洋 美 